

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の概要

令和元年 11 月
水・大気環境局水環境課

1. 改正の背景

- 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 3 条により環境省令で定めるところとされている有害物質ごとの一般排水基準については、排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号。以下「排水基準省令」という。）で定めている。
 - 水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（平成 26 年環境省令第 30 号。以下「水濁法施行規則等改正省令」という。）により排水基準省令を改正し、カドミウム及びその化合物に係る一般排水基準を強化（0.1mg/L から 0.03mg/L に変更）した（平成 26 年 12 月 1 日施行）。
 - その際、水質汚濁防止法第 27 条の規定に基づき、水濁法施行規則等改正省令附則において、直ちに一般排水基準を達成することが著しく困難であった一部の工場・事業場（4 業種）に対し、2 年又は 3 年の暫定措置として、暫定排水基準を設定した。その後、平成 28 年 12 月に水濁法施行規則等改正省令附則を改正^{*}するなど、暫定排水基準の見直しを行っており、現在は 1 業種（金属鋳業）のみについて暫定排水基準が設定されている。
 - 現行の暫定排水基準は令和元年 11 月 30 日をもって適用期限を迎えることから、適用期限後の措置について検討を行った。
 - その結果、暫定排水基準が設定されている事業場においては、山奥で電気がなく手動で排水処理を行っているため、現状では台風による大雨や融雪期の水量増加に対応が困難であることから、現行の暫定排水基準値を維持し、令和 3 年 11 月 30 日まで暫定排水基準の適用期限を延長することとした。
- ^{*}排水基準を定める省令等の一部を改正する省令及び水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成 28 年環境省令第 25 号）

2. 改正の内容

水濁法施行規則等改正省令の附則第 2 条第 1 項を改正し、金属鋳業に係る暫定排水基準の適用期間について、水濁法施行規則等改正省令の施行日（平成 26 年 12 月 1 日）から 5 年間（令和元年 11 月 30 日）であるものを、同日から 7 年間（令和 3 年 11 月 30 日）に延長する。

（参考）カドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準とその適用期間

業 種	基準値（単位 mg/L）	
	現行	改正後
金属鋳業	0.08 (H28. 12. 1～R1. 11. 30)	0.08 (R1. 12. 1～R3. 11. 30)

3. 施行期日

令和元年 12 月 1 日